

■ご利用料金（はまさ1.2通所リハビリ）

以下（ ）内は介護保険負担割合2割負担の方の金額です。

	施設サービス費	サービス提供 体制加算	リハビリテーション サービス提供体制加算	入浴介助 加算	処遇改善 加算	食費	日用品費	教養娯楽費	月額合計
要支援1	1,863円 (3,726円)	79円 (157円)	/	/	53円 (105円)	650円/回	100円/回	100円/回	2,895円 (4,838円)
要支援2	3,934円 (7,867円)	157円 (314円)			105円 (209円)				5,046円 (9,240円)

■1日にかかる費用

	施設サービス費	サービス提供 体制加算	リハビリテーション サービス提供体制加算	入浴介助 加算	処遇改善 加算	食費	日用品費	教養娯楽費	合計
要介護1	627円 (1,254円)	13円 (26円)	22円 (44円)	55円 (109円)	49円 (98円)	650円	100円	100円	1,594円 (2,337円)
要介護2	749円 (1,497円)				56円 (111円)				1,723円 (2,593円)
要介護3	870円 (1,739円)				61円 (122円)				1,849円 (2,846円)
要介護4	1,012円 (2,024円)				68円 (135円)				1,998円 (3,144円)
要介護5	1,154円 (2,307円)				74円 (148円)				2,146円 (3,440円)

※日用品費（100円/日）…タオルリース・シャンプー・ボディソープ・ティッシュペーパー・T字カミソリ等日々に必要な経費
 ※教養娯楽費（100円/日）…折り紙・画用紙・のり・セロハンテープ・絵具・マジック・CD・ビデオ等日々の娯楽に必要な経費
 注1）：生活保護受給者については1日の利用料は食費650円+日用品費100円+教養娯楽費100円=合計850円の請求となります。

要支援の場合

※毎回利用時に1回につき食費650円（昼食580円+おやつ70円）+日用品費100円+教養娯楽費100円=850円がかかります。
 例）要支援1の利用者が月に4回利用した場合2,729円+食費・日用品費・教養娯楽費3,400円（850円×4）の合計6,611円がかかります。

■その他、必要に応じてかかる費用

若年性認知症受入体制加算	若年性認知症利用者で利用者ごとに個別に担当者を定め、その利用者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合（1月につき）	260円(520円)
運動機能向上加算	理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算（1月につき）	245円（490円）
栄養改善加算	低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と協働して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合（1月につき）	164円（327円）
口腔機能向上加算	口腔機能の低下しているまたはそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合（1月につき）	164円（327円）

要介護の場合

■その他、必要に応じてかかる費用

重度療養管理加算	要介護度4・5であり、手厚い医療が必要である場合（1日につき）	109円（218円）
若年性認知症受入体制加算	若年性認知症の方がサービスを利用した場合1日につき加算	66円（132円）
短期集中個別 リハビリテーション加算	退院・退所直後又は認定日から3月以内	120円(240円)
リハビリテーション マネジメント加算	I 通所リハビリテーションを利用するにあたり、多職種協働で計画を立てる。 II-①（6か月以内）II-②（6か月以上）については定期的な訪問を行ない、介護支援専門員などを含めて、より手厚い通所リハビリテーション計画立案する	I 359円（718円）
		II-①925円(1,850円)
		II-②577円(1,154円)
認知症短期集中 リハビリテーション実施	認知症であると医師が診断した利用者であって、リハビリテーションにて生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対しリハビリテーションをおこなった場合（1日につき） （通所開始日より3月以内） ①は日単位、②は月単位	① 260円（520円） ②2,089円（4,178円）
栄養改善加算	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と協働して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合（1月につき）	164円（327円）
口腔機能向上加算	口腔機能の低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合（1月につき）	164円（327円）